

●処分年月日 令和6年3月6日

●当事者

○被処分者

- ・職名 会計年度任用職員
- ・年齢 60代
- ・性別 男性

○処分期日

- ・令和6年3月6日

○処分内容

- ・免職

○事案概要及び処分理由

当該職員は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会南九州市実行委員会の会計事務を担当しており、令和5年6月から11月にかけて、債権者からの請求に基づき支出伝票及び金融機関の払い戻し伝票を起票、上司の決裁を受けた後、金融機関の払い戻し伝票記載の金額の改ざんを行い、債権者への支払いを行った後の差額を借金の返済や生活費に充てるため合計1,220,480円を横領する不適切な行為があった。

上司が、監査受検前の準備をしていた際に、預金通帳に不明な支出があることを発見し、本人に確認をしたところ横領を認めた。

公金公物の適正な管理をはじめとする公務員の綱紀の粛清については、機会あるごとに注意喚起するとともに、不祥事が発生しないよう取り組みを強化していたにも関わらず、このような事案が発生したことは誠に遺憾であり、職員としてあるまじき行為である。

このことは、全体の奉仕者として信用を大きく失墜させるとともに、公職職場として不名誉であり、職員並びに職場全体に対する背信行為に当たるものである。

これらの行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反することから処分を行うものである。

なお、横領した金額は、全額弁済されていることから刑事告訴は行わない方針。

●監督責任等

管理監督者は戒告（令和6年3月6日付け）